

豊中市企業立地のご案内



GUIDE
BOOK



豊中市の特徴

本市は大阪市に隣接し、阪急宝塚線・北大阪急行・大阪モノレールといった鉄道網、名神高速・中国自動車道・阪神高速などの道路網、さらには大阪国際空港を抱え、新幹線の新大阪駅にも近いなど、国内有数の優れた交通利便性を有しています。

また、良好な住宅都市として発展を続け、大阪大学や大阪音楽大学などの大学が立地する教育文化都市でもあります。

こうした交通の利便性や豊富な人材といった都市として高いポテンシャルを背景に、市の西部・南部に位置する準工業地域・工業地域にもものづくり企業を中心とした事業所が集積しています。

～豊中市では市内での企業立地や新規投資への支援を強化します～

豊中市企業立地促進制度のご案内

豊中市では平成30年(2018年)1月に事業所の安定した操業環境の維持・形成を目的とした「豊中市企業立地促進計画」を策定しました。また同年10月には、「豊中市企業立地促進条例」を改正し、産業誘導区域の設定による奨励金制度の拡充や補助金の創設を行いました。そして令和4年4月には重点エリアを設定し、奨励金制度の拡充を再度行いました。

加えて、住宅と事業所の共存・共生を図るために、工業系用途地域で居住をお考えの方に対して地域の特性を事前に理解していただく制度を作る等、企業立地の促進に取り組んでいます。

■各地域における制度概要

準工業地域・工業地域

- 立地促進奨励金
- 操業環境対策補助金
- 不動産仲介時のお願い

産業誘導区域

- 立地促進奨励金
- 産業利用補助金
- 住宅建築時のお願い

重点エリア

- 立地促進奨励金
- 産業利用補助金
(土地の賃貸)

対象区域図

準工業地域・工業地域

用途地域上定められた準工業地域・工業地域です。

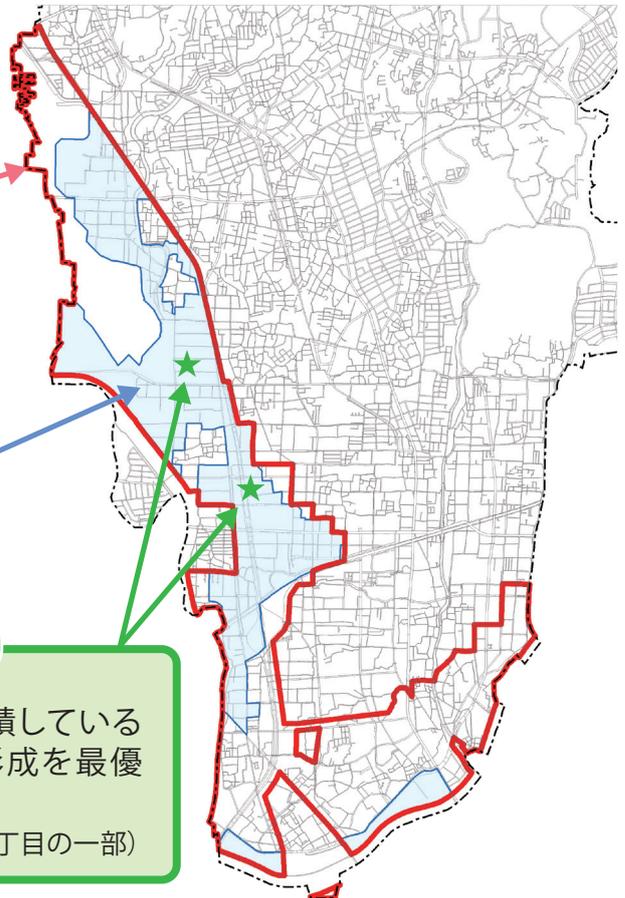
産業誘導区域

現在事業所が集積し、住宅立地が進んでいない地域で、今後も事業所の集積を図り、住工混在の進行を防止することで安定した操業環境の維持・形成を図る区域です。

重点エリア

住宅がほとんど立地しておらず、事業所が集積している地域において、事業所の操業環境の維持・形成を最優先する区域です。

(原田中1丁目の一部・服部西町5丁目の一部・服部寿町5丁目の一部)



準工業地域・工業地域における施策

● 立地促進奨励金

<対象>

「製造業」・「卸売業」・「道路貨物運送業でかつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のいずれかを含む事業者」

	立地促進奨励金	環境配慮奨励金	雇用促進奨励金
交付要件	(1)事業所(建物) 以下の建物の取得又は借受けであること。 ・新設:床面積100㎡以上 ・増設:床面積30㎡以上の拡張であり、かつ総床面積が100㎡以上 ・建替:床面積100㎡以上の建替 (2)土地 自己所有・賃借いずれも可(面積要件なし) (3)設備(償却資産) 新規取得額合計が1,000万円以上であること。	豊中市環境配慮指針に基づく緑化基準を超える緑地を整備していること。	事業開始後3年を経過した日に、市民を1年以上新規に正規雇用していること。 ※左記の「立地促進奨励金」の交付対象となった事業所(建物)で従事する職員に限る。
交付内容	土地、建物(事業所)、設備(償却資産)にかかる固定資産税相当額の1/2を5年間にわたって交付 「産業誘導区域」の場合は3/4を5年間にわたって交付 「重点エリア」の場合は固定資産税相当額を5年間にわたって交付 ※建物を借り受けしている場合は、設備のみ対象	基準を1㎡上回るごとに1万円	1人あたり10万円
備考	【上限】1億円 奨励金の申込みにあたっては、自己所有の場合は建築確認申請までに、借り受けの場合は賃貸借契約の締結までに、事前に産業振興課へご相談ください。	【上限】1,000万円	【上限】1,000万円

● 操業環境対策補助金

対象者:事業所が発生させる騒音、振動、悪臭に関して、その対策を行う者

対象経費:建築物等の新設、改築、増築等、又は機械設備の新規購入、改造、交換等に係る費用

補助割合:市長が認める経費に2/3を乗じて得た額

補助上限:300万円

● 不動産仲介時のお願い(宅建業者)

宅地建物取引業者に対し、住宅売買等の仲介をされる場合に、居住希望者が「工業系用途地域の趣旨や特性」について把握できるよう、その説明や情報提供を行うよう要請します。

産業誘導区域における施策

● 産業利用補助金

対象者:土地所有者であり、事業者に土地を売却する者、又は賃貸を目的として貸工場建築(新設、増設、建替)する者

「重点エリア」の場合は土地を賃貸する者

対象経費:土地の売買契約金額、又は貸工場等の建築費の3% 「重点エリア」の場合は6%

補助上限:500万円

「重点エリア」の場合は1,000万円

※土地の賃貸の場合は1,000万円に達した年度で終了(最大5年間)

● 住宅建築時のお願い(建築主)

住宅を建築しようとしている建築主に対し、近隣事業者への事前説明を行うとともに、防音等の自主的対策(二重サッシの設置等)を行うよう要請します。

大阪府の企業立地優遇制度



豊中市の工業地域・重点エリアは大阪府の「産業集積促進地域」に指定されており、豊中市企業立地促進条例の指定を受けた場合は、以下の制度が用意されています。

◆産業集積促進税制(不動産取得税の軽減)

- 対象地域：豊中市内の工業地域・重点エリア
- 対象者：豊中市企業立地促進奨励金の交付を受けた中小企業者で、工場等及びその敷地を取得した者
- 軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の50%に相当する金額【上限：2億円】

◆企業立地促進補助金(府内投資促進補助金)

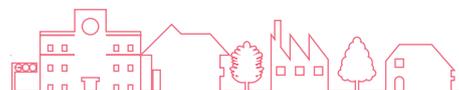
- 対象地域：①豊中市内の工業地域・重点エリア/②豊中市全域
- 対象者：①豊中市企業立地促進奨励金の指定を受けた中小企業で、工場等の新設・増設を行う者
②先端産業分野の研究開発施設の新設・増改築を行う中小企業
- 対象経費：建物の新設・増改築及び償却資産の取得に係る経費で府知事が認めるもの
- 補助率：補助対象経費の5% (府内に本店等を持つ企業は10%)【上限：3,000万円】

(※)申請には各種要件があります。詳細は下記大阪府お問い合わせ先まで。

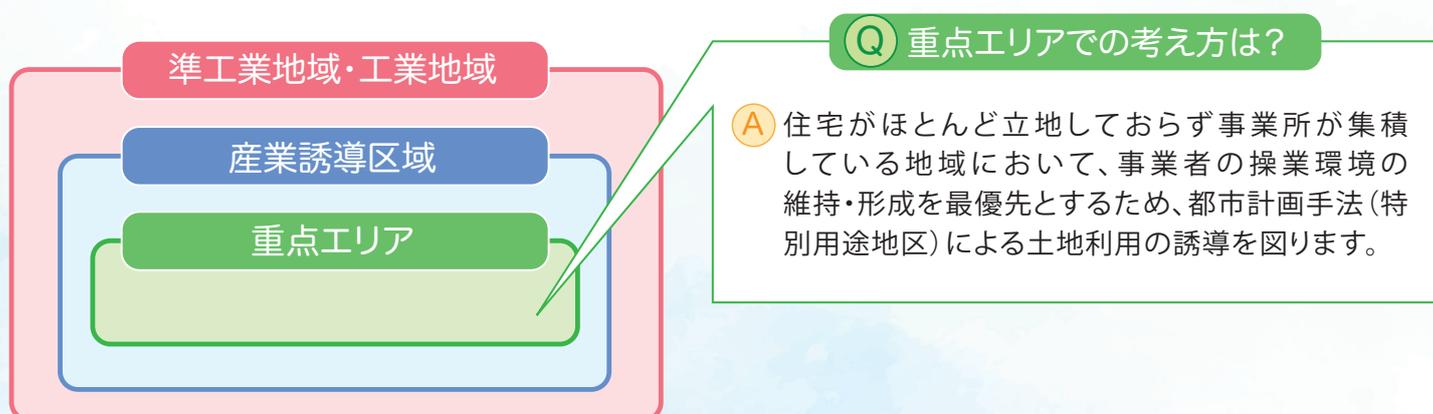
お問い合わせ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課
TEL 06-6210-9470 URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html>

「豊中市企業立地促進計画」の考え方



豊中市では、将来にわたる安定的な操業環境を維持・形成するとともに住工混在問題を防止するために、産業誘導区域を設定しました。今後も重点エリアの選定を含め、本市の地域特性にそった施策展開を行います。



お問い合わせ先

豊中市 都市活力部 産業振興課
TEL 06-6858-2199
E-mail sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

